様式第2号(第6条関係)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　粕屋町長

粕屋町障がい者等緊急受入事業利用決定(却下)通知書

　　障がい者等緊急受入事業につきまして、次のとおり決定(却下)しましたので、粕屋町障がい者等緊急受入事業実施要綱第6条第1項の規定により通知します。

１　決定

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者氏名 |  | | | |
| 住所 |  | | | |
| 利用施設 |  | | | |
| 利用開始日 | 年　　月　　日 | | | |
| 利用者負担割合(原則) | | １割 | 負担上限月額 | 円 |
| 備考 |  | | | |

２　却下

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者氏名 |  |
| 住所 |  |
| 却下日 | 年　　月　　日 |
| 却下理由 |  |
| 備考 |  |

(審査請求及び取消訴訟)

教示

1　審査請求について

　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、粕屋町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において粕屋町を代表する者は、粕屋町長です。

　ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。